

○佐久穂町商工業振興助成金交付要綱

令和4年6月13日告示第37号

佐久穂町商工業振興助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町内中小企業の事業継続及び人材育成事業の促進を図るため、その体質強化及び従業員等の能力向上に係る費用の一部に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第1項各号及び第5項に規定するものをいう。
- (2) 従業員等 代表者を含む役員及び正規雇用され、給与の支払を受けているものをいう。
- (3) 資格 国家資格、公的資格、民間資格のうち、企業が従業員に必要と認めたもの
- (4) 国際規格等 国際標準化機構によって定められているISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ若しくはISO22000シリーズ、環境省が策定したエコアクション21ガイドライン2017版に定められているエコアクション21及び一般社団法人エコステージ協会によって定められているエコステージをいい、食品加工業等においては、各種業界団体が求める衛生管理手法の認証(HACCP等)も含む。
- (5) 新製品等 自社製品で新たに開発されたものをいい、小売業等においては、新規の販売促進活動(キャンペーン等)をいう。ただし、値引販売だけを目的としたものは含まない。
- (6) カタログ等 新製品等の概要が中心に構成された、販売促進用の冊子及びチラシをいう。
- (7) 展示会等 自社製品の販売経路拡大のための販売業者、卸売業者及びメーカー等向け製品展示会、商談会及び見本市をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、町内に住所を有し、又は町内に工場若しくは事業所を有する町税を滞納していない中小企業とし、販売経路拡大等助成事業については同様の補助制度若しくは助成制度を利用していないものとする。

(交付対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業、経費、助成率等は、次のとおりとする。

対象事業	助成対象経費	助成額
従業員等資格取得助成事業	企業が従業員等に必要と認め、取得にかかる経費を負担した資格の受験料(資格を取得した場合に限る。)	助成対象経費の全額(2万円以上の場合は、2万円を上限とする。)
国際規格等取得助成事業	国際規格等を取得するために直接要した経費(施設の設定備投資のための経費は除	助成対象経費の3分の1以内とし、10万円を上限とする。

	く。)	
企業内勉強会等助成事業	企業内で自主的に開催する勉強会又は講習会における会場使用料、講師謝礼等	助成対象経費の2分の1以内とし、3万円を上限とする。ただし、1中小企業につき同一年度で1回までとする。
販売経路拡大等助成事業	①外注により、ホームページの作成又は改修にかかる経費の一部 ②外注により、新製品等のカタログ等の作成にかかる経費の一部 ③展示会等（国内・国外）への出展料の一部	助成対象経費の2分の1以内とし、10万円を上限とする。ただし、1中小企業につき同一年度で1回までとし、①②③を重複して申請することはできない。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、佐久穂町商工業振興助成金交付申請書（様式第1号）に納税証明書及び次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

対象事業	添付書類
従業員等資格取得支援事業	(1)取得した資格の合格証書の写し (2)受験料の支払を証する書類の写し (3)取得した従業員等の在籍を証する書類の写し (4)取得した従業員等の本人確認ができる書類の写し (5)その他町長が特に必要と認めるもの
国際規格等取得助成事業	(1)国際規格等の登録証又は認証書の写し (2)国際規格等の登録又は認証に要した経費の支払を証する書類の写し (3)その他町長が特に必要と認めるもの
企業内勉強会等助成事業	(1)会場使用料及び講師謝礼等の支払を証する書類の写し (2)その他町長が特に必要と認めるもの
販路拡大等助成事業	①ホームページの作成又は改修

	(1) ホームページを作成又は改修する内容について、概要がわかる資料 (2) 見積書、請求書及び支払を証する書類の写し
	②新製品等のカタログ等作成 (1) カタログ等に掲載する新製品等の概要がわかる資料 (2) 完成したカタログ等、見積書、請求書及び支払を証する書類の写し
	③展示会等への出展 (1) 展示会等の概要がわかる資料 (2) 出展申込書の写し (3) 出展時の写真 (4) 出展料の支払を証する書類の写し

(助成金の交付確定)

第6条 町長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、佐久穂町商工業振興助成金交付（不交付）確定通知書（様式第2号）を交付して通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 交付対象者は、前条による助成金交付確定通知書を受理したときは、速やかに佐久穂町商工業振興助成金交付請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

(交付確定の取消し及び助成金の返還)

第8条 町長は、交付対象者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の交付確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) この告示及び町長の指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正により助成金の交付を受けたとき。

2 町長は、助成金が交付された後に、前項各号に該当する事実が判明したときは、期限を決めてその返還を命ずることができる。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項に規定する執行の日後も、本要綱第7条及び第8条の規定については、なおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

様式第1号（第5条関係）

佐久穂町商工業振興助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）佐久穂町長

申請者

住 所

事業所名

代表者名

電話番号

佐久穂町商工業振興助成金交付要綱に基づく助成を受けたいので、佐久穂町商工業振興助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 業 種		
2 申請事業 (該当に○)		①従業員等資格取得助成事業 取得した資格: 取得年月日: 取得した従業員氏名:
		②国際規格等取得助成事業 国際規格等: 登録(認証)年月日: 審査機関名:
		③企業内勉強会等助成事業 実施日(期間): 内容: 使用会場: 講師名(いる場合):
		④販路拡大等助成事業 ④-1 ホームページの作成又は改修 作成・改修 (該当に○) 目的: 作業期間:
		④-2 新製品等のカタログ等の作成 新製品等の名称: 作成部数:
		④-3 展示会等への出展 展示会等の名称: 開催日時: 開催場所:
3 助成対象経費		金 _____ 円

4 助成金交付申請額	金 _____ 円 (上限額:①2 万円、②10 万円、③3 万円、④10 万円)
5 添付書類	①-(1) 取得した資格の合格証書の写し ①-(2) 受験料の支払いを証する書類の写し ①-(3) 取得した従業員等の在籍を証する書類の写し ①-(4) 取得した従業員等の本人確認ができる書類の写し
	②-(1) 国際規格等の登録証又は認証書の写し ②-(2) 国際規格等の登録又は認証に要した経費の支払を証する書類の写し
	③-(1) 会場使用料及び講師謝礼等の支払を証する書類の写し
	④-(1) ホームページを作成又は改修する内容について、概要がわかる資料 ④-(2) カタログ等に掲載する新製品等の概要がわかる資料及び完成したカタログ等 ④-(3) 見積書、請求書及び支払を証する書類の写し ④-(4) 展示会等の概要がわかる資料 ④-(5) 出展申込書の写し ④-(6) 出展時の写真 ④-(7) 出展料の支払を証する書類の写し ※④-(1) 及び(2)はいずれか該当するもの。出展料の助成については④-(4) 以下の書類を添付すること
	納税証明書
	その他町長が特に必要と認めるもの

様式第2号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

佐久穂町商工業振興助成金交付(不交付)確定通知書

第 号
年 月 日

申請者

住 所

事業所名 御中

佐久穂町長

印

年 月 日付で交付申請のあった佐久穂町商工業振興助成金について、下記のとおり確定したので、佐久穂町商工業振興助成金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

1 助成金対象事業名

2 助成金交付額 金 _____ 円

3 事業所の所在地

4 交付対象者の名称

5 不交付の理由

様式第3号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

佐久穂町商工業振興助成金交付請求書

年 月 日

（宛先）佐久穂町長

請求者

住 所

事業所名

代表者氏名

印

電話番号

年 月 日付 第 号 で確定通知のあった佐久穂町商工業振興助成金について、下記のとおり請求します。

記

1 助成金対象事業名	
2 助成金請求額	金 _____ 円

3 振込先金融機関	金融機関名	
	支 店 名	支店
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	（フリガナ） 口座名義人	（ ）